

耐震化・減災化促進のための補助金制度

市では、地震に強い安全なまちづくりを目指すために、古い基準で建てられた木造住宅の耐震化にかかる補助事業を行っております。

耐震診断 費用：無料



要件

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築(着工を含む)した 2 階建以下の木造住宅

耐震改修

補助金：上限100万円

要件

耐震診断の総合評点が 1.0 未満の住宅で、1.0 以上(0.3 以上あげること)となる耐震改修工事であること

耐震シェルター・防災ベッド 補助金：上限25万円

要件

耐震診断の総合評点が 1.0 未満の住宅で、乳幼児(就学前)、65 歳以上または障がい者の方など同居している世帯

木造住宅除却 補助金：上限20万円

要件

前年度までに耐震診断を受け、総合評点が 1.0 未満の住宅

ブロック塀等撤去 補助金：上限10万円

要件

道路からの高さが 1m を超え、かつ擁壁上のものは擁壁の天端からの高さが 60cm を超えるもので、ブロック塀などをすべて取り除くものまたは高さを 60cm 以下に減じるもの



※募集件数に限りがあります。
詳細は都市計画課までご連絡ください。

建築の耐震改修が困難な場合でも、耐震シェルター・防災ベッドを設置すれば建物内に安全な場所を確保できます

耐震シェルターとは、住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間(シェルター)を作り、安全を確保するものです。

防災ベッドとは、金属製のフレームなどでベッドの上部を覆い、ベッド内の人を保護し就寝中の安全などを確保できるものです。



耐震シェルター 一例



防災ベッド 一例

問 都市計画課 ☎(55)7126